情報リテラシ第一
法と倫理

(情報)技術の急速な進展にどう向きあうべきか?

みなさんに分かってもらいたいこと

- 法律と無関係ではいられない
  - 情報技術によってより関係が増えてきている
- 法律は変えてゆくものだ
  - 科学・技術を知る者が関与することが大事

JASRAC「HP掲載、使用料の可能性」ディラン歌詞、京大総長の式辞に引用

京都大の山極寿一（じゅいち）総長が今春の入学式で、昨年にノーベル文学賞を受賞したボブ・ディランさんの歌詞を引用して述べた式辞を、京大がホームページ（HP）に掲載したことについて、楽曲を管理する日本音楽著作権協会（JASRAC）が、歌詞の使用料が必要になる可能性を伝えていたことがわかった。京大は「適正な引用であり、許諾は必要ない」と主張している。(以降略)

2017年05月20日 朝日新聞朝刊より

著作権法って
何のためにあるの

著作権法 第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法 第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

「著作物」とは?

第一条（定義）

一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

（著作物の例示）第十条　この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物 二音楽の著作物 三 舞踊又は無言劇の著作物 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物 五 建築の著作物 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 七 映画の著作物 八 写真の著作物 九 プログラムの著作物

２ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

（編集著作物）第十二条　編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

（データベースの著作物）第十二条の二　データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

（権利の目的とならない著作物）第十三条　次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。一　憲法その他の法令 (略)

著作権法 第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第三款　著作権に含まれる権利の種類

（複製権）第二十一条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（上演権及び演奏権）第二十二条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（上映権）第二十二条の二　著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

（公衆送信権等）第二十三条　著作者は、その著作物について、公衆送信（略）を行う権利を専有する。

Q. Webサーバに文章を置くことは著作物の「利用」か?

NO! サーバに置いた人は読む人の所まで「送信」はしていない!

YES! 実質的にみんなが読めるんだから放送したのと同じだ!

第三款　著作権に含まれる権利の種類

（公衆送信権等）第二十三条　著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

公衆送信権と送信可能化権

- 公衆送信

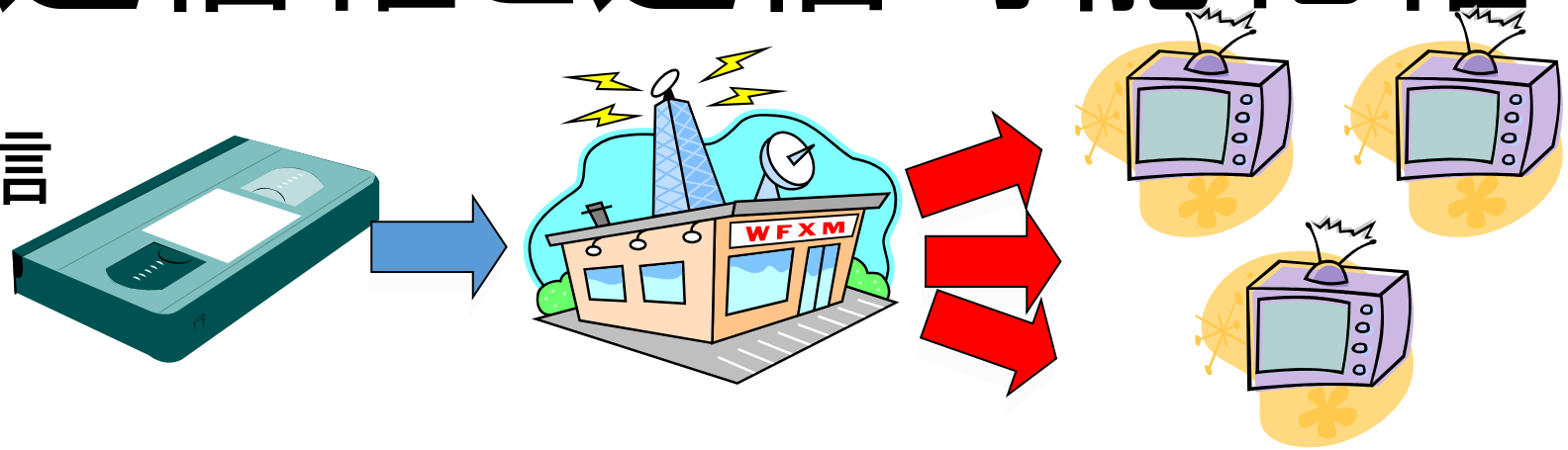

- 送信可能化

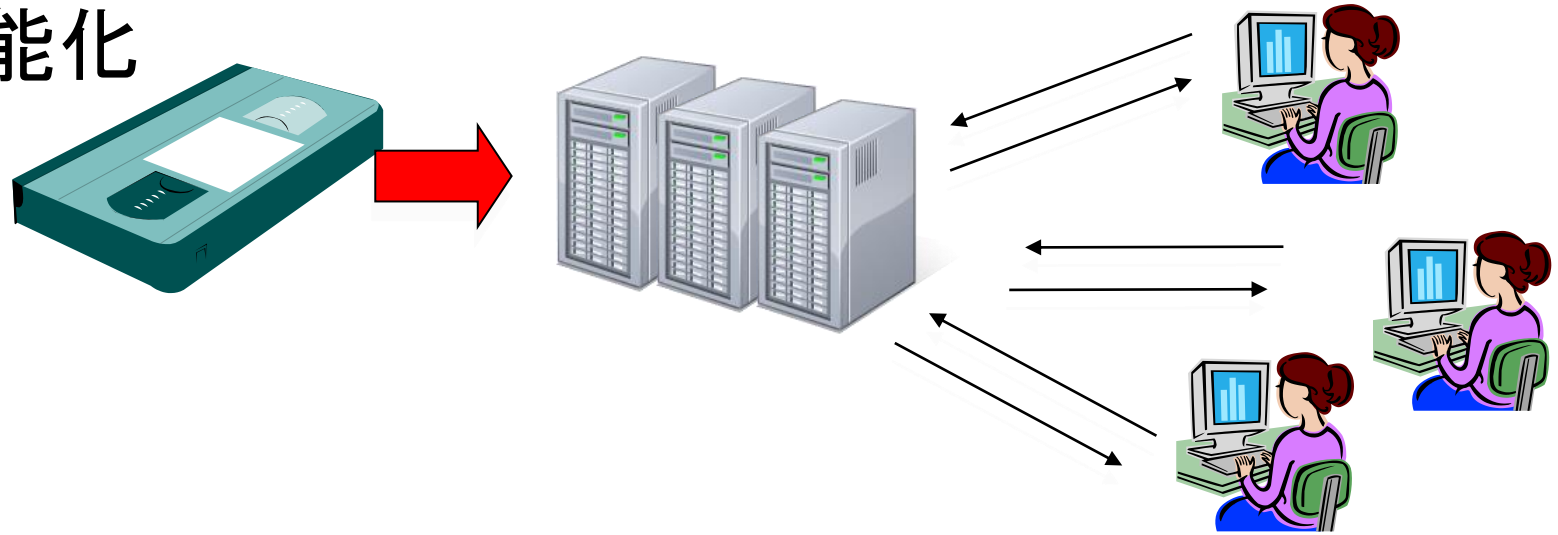

著作権法 第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権を保護する理由

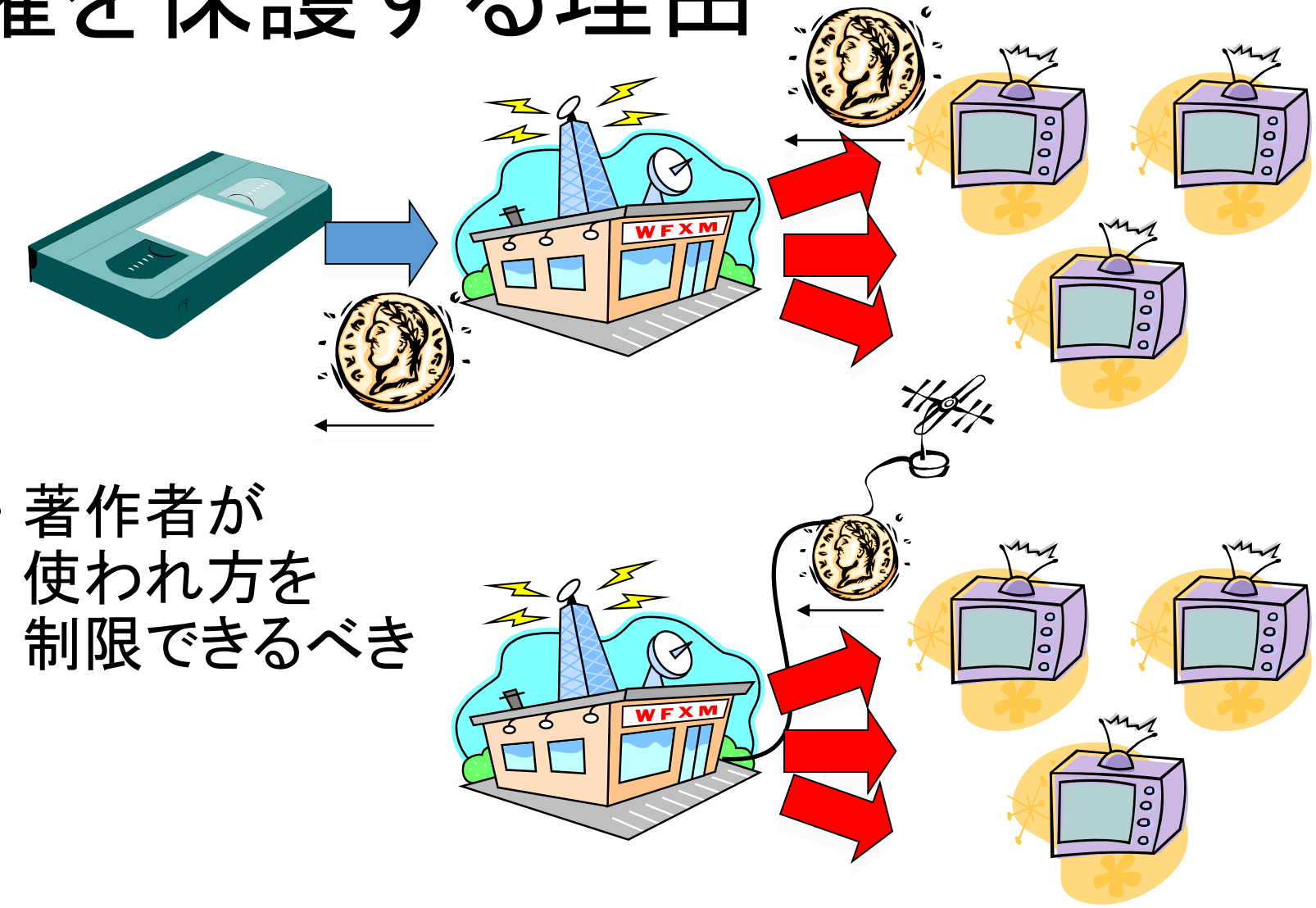

- 著作者が
  使われ方を
  制限できるべき

著作権法 第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法は禁止するばかりなのに文化の発展？

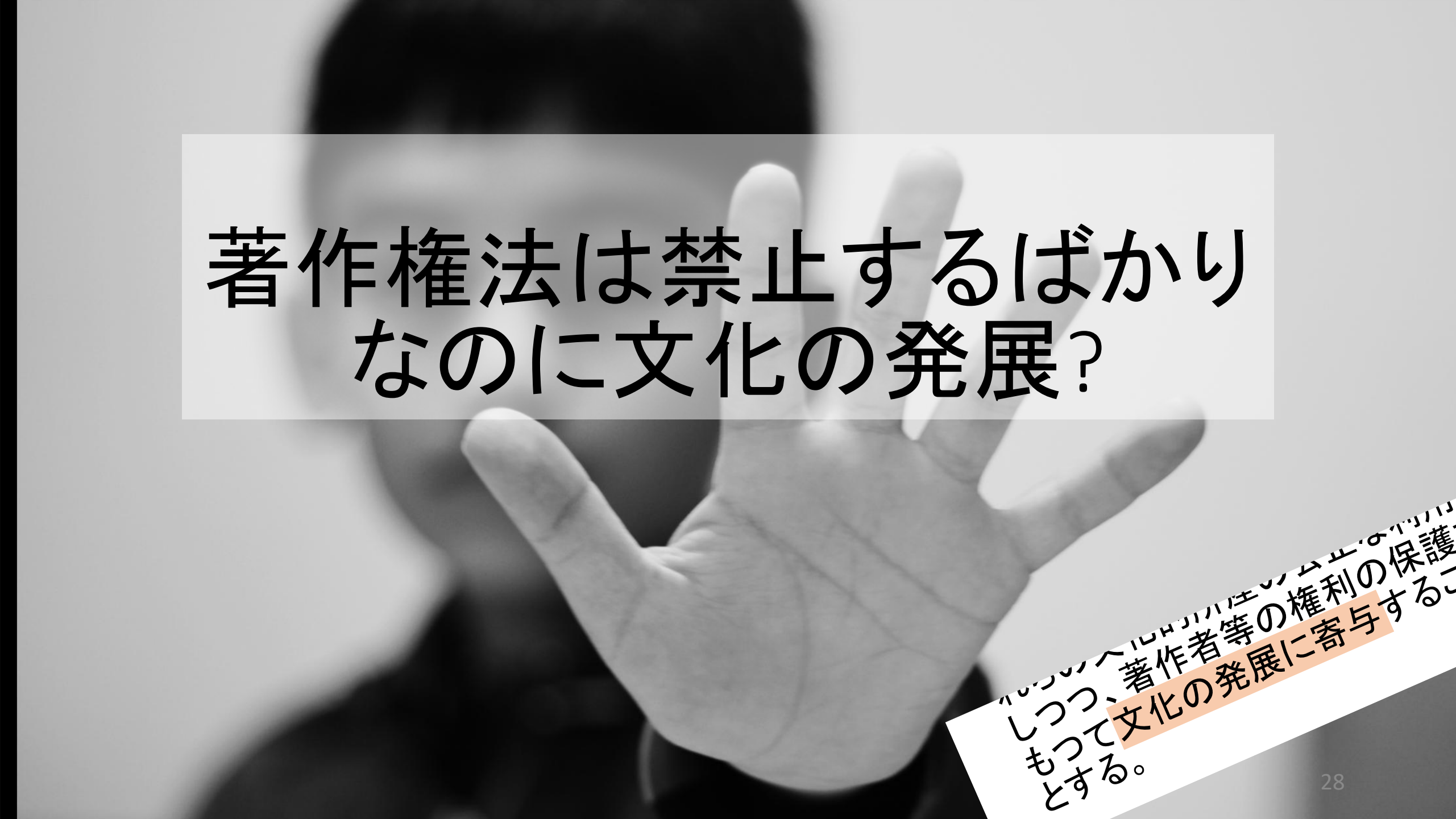

自由に(=著作権者の許諾を必要とせず)使うための仕組み

第五款　著作権の制限（私的使用のための複製）第三十条　著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、(略)その使用する者が複製することができる。

（引用）第三十二条　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

第四節　２　著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

http://www.sony.jp/products/Consumer/locationfree/より

LocationFree

TOP | ロケフリ Home HD | ロケフリ Network | お知らせ | サポー

AV伝送機器「ロケーションフリー」関連商品の生産は完了しました。

重要なお知らせ

[2009-03-24]
エアボード「IDT-LF1/IDT-LF1E/IDT-LF2/IDT-LF3」をご愛用のお客様へ「エアボードネット」終了のご案内

What's New RSS

全てのWhat's Newを見る

Q&A

全て

- ロケーションフリーベースステー
PK20)の購入を検討していますか
何が必要ですか？
- ロケーションフリーTVボックスな
ターネット経由の機器登録はでき
- LF-PK20 UPnP動作確認済み機器
- NetAVの画質は？
- LF-PK20のベースステーション
ションフリー機器を何台まで登録

まねきTV
manekitv.com

ブロードバンド環境があればどこからでもインターネットを通じてテレビが見られる
ソニーロケーションフリー、ハウジングサービスのパイオニア「まねきTV」
長年のサービス、サポート経験でノウハウと実績が違います。
自分で設置するより簡単で費用も割安なサービスです！利用料は月々4800円！
ニュース、バラエティー、スポーツ、ドラマまで手軽に、簡単にお楽しみ下さい。

- サービス登録予約
- まねきTVサービスのご紹介
- サービス内容・料金
- まねきTVの気持ち
- お問い合せ
- セキュリティーポリシー
- スピードテスト

圧倒的な高品質サービス、回線の質、サポートが違います

新着情報・お知らせ

■今後のサービスに付いて
「差し戻し審の結果によって現在のサービスがそのままで継続出来る判決が出た場合は現在のままのサービスとなります。最悪にして差し止め命令が判決で出た場合は新しいシステムでのサービスを行います。新しいシステムに付いては今回の最高裁判決にも対応できるサービスを提供して継続してまいります。お預かりしている機器を利用するシステムですので機器は無駄になりません。現在はまだ公表はしていませんが、近い将来、ユーザー様には新しいシステムに付いてお発表します。
差し戻し裁判にも影響が出る事が考えられるので今しばらくは現在のシステムのままでのサービスになる事をご承知ください。公表できる時期になりましたらお知らせします。」
■最高裁判決が出ました。敗訴です。
■■地デジ移行のお知らせ｜デジタル放送への切り替えを4月1日に完了しました
■■〈重要〉原告らが東京地方裁判所における判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴していた控訴審においても控訴棄却となり適法との判決が出ました。これで司法判断において全面的に当サービスの主張が認められた5度目の判断になります。(判決文)

http://www.manekitv.com/より

訴えの内容

本件は，放送事業者である上告人らが，「まねきTV」という名称で，放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービス（以下「本件サービス」という。）を提供する被上告人に対し，本件サービスは，各上告人が行う放送についての**送信可能化権**（著作権法99条の2）及び各上告人が制作した放送番組についての**公衆送信権**（同法23条1項）を侵害するなどと主張して，放送の送信可能化及び放送番組の公衆送信の差止め並びに損害賠償の支払を求める事案である。

平成21(受)653 著作権侵害差止等請求事件・平成23年01月18日最高裁判所第三小法廷判決文より

(要約) 放送局(上告人)が「まねきTV」サービスは<u>著作権侵害</u>だと訴えた

「公衆」と「私的」

Locationfree自体が著作権を侵害している?

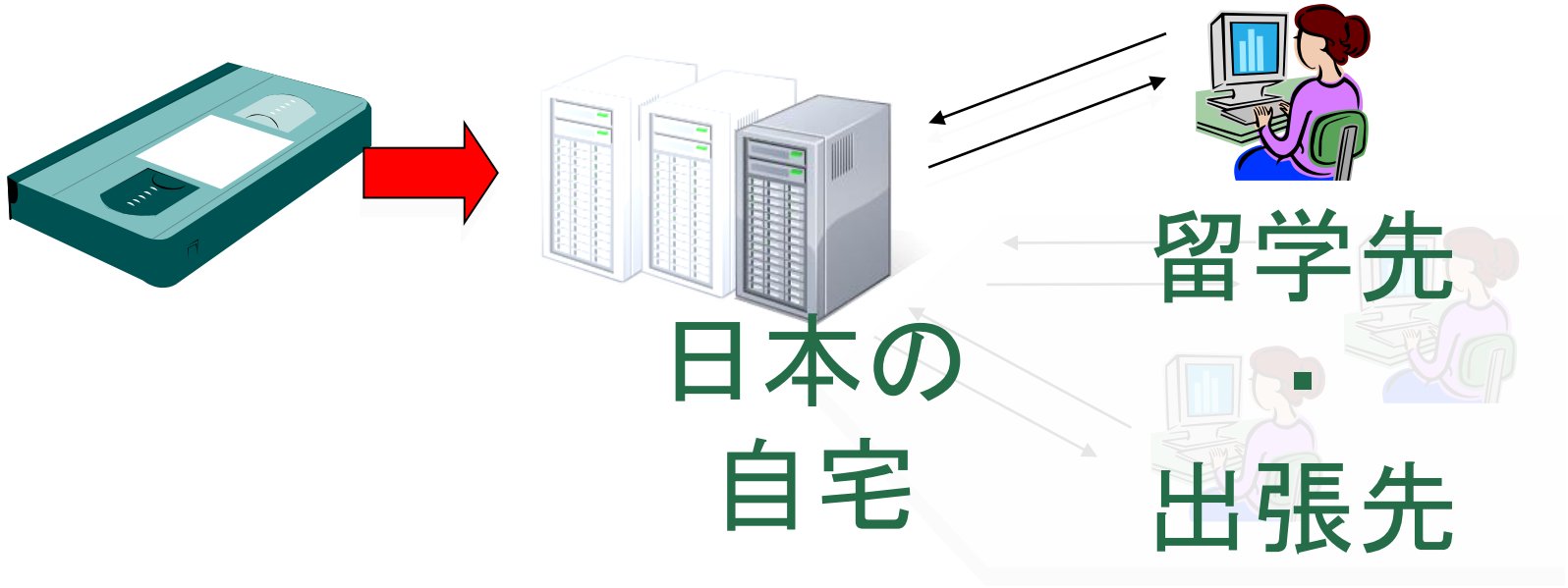

訴えの内容

放送局(上告人)が「まねきTV」サービスは
著作権侵害だと訴えた

「まねきTV」側の主張

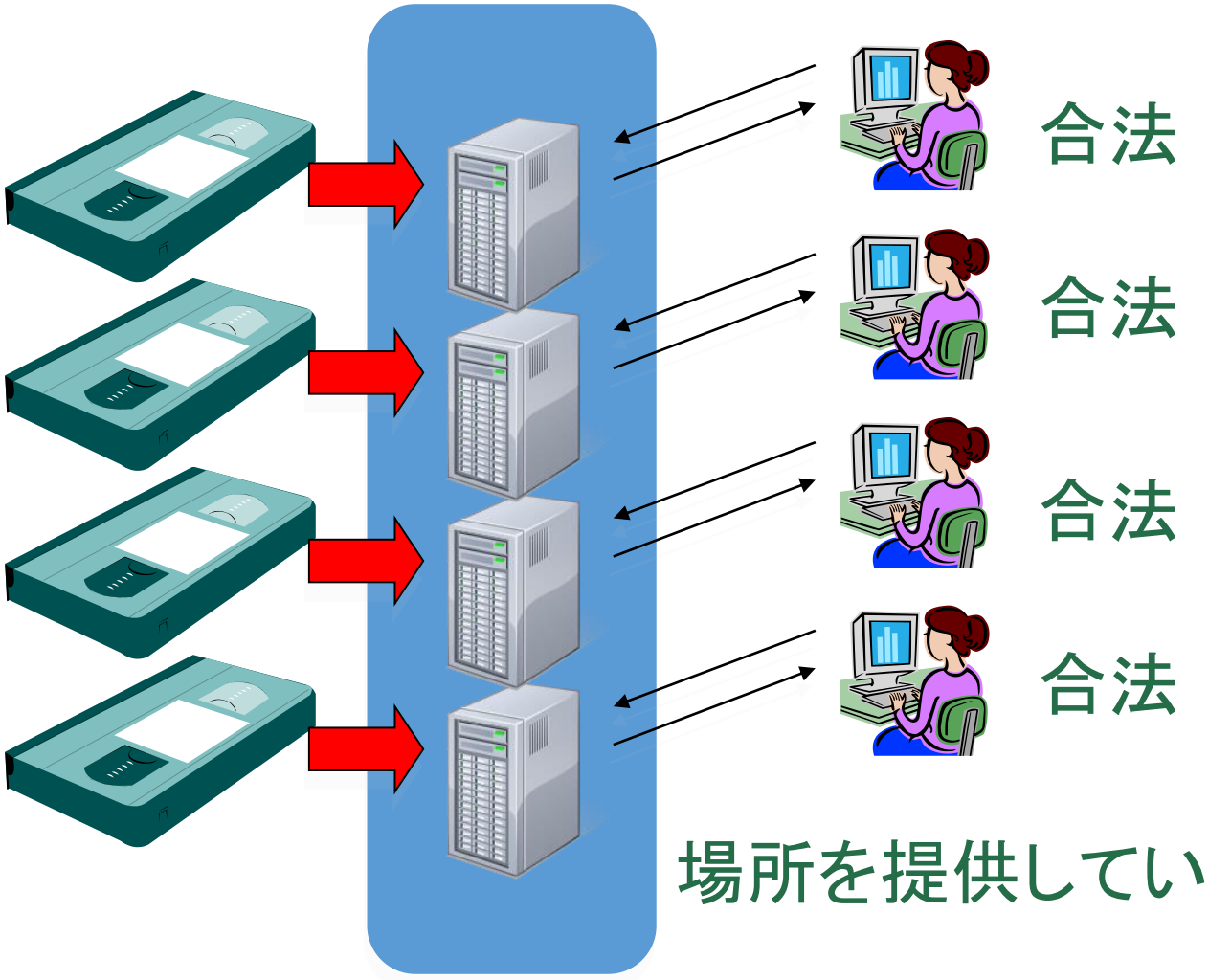

場所を提供しているだけ!

TV局側の主張

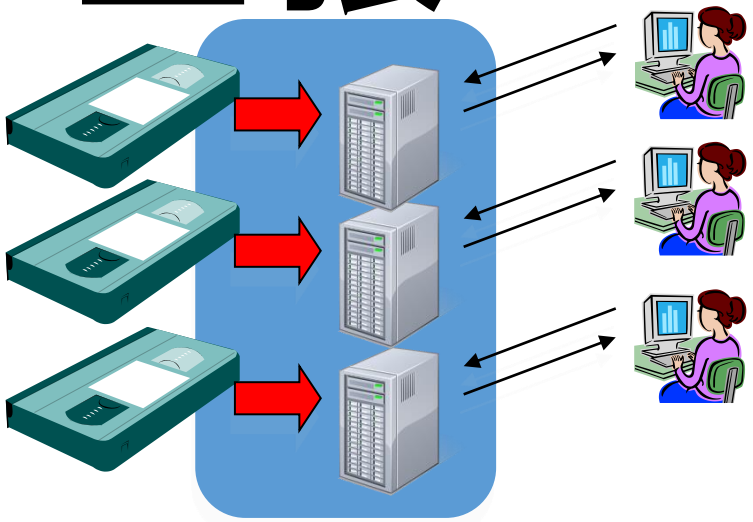

=

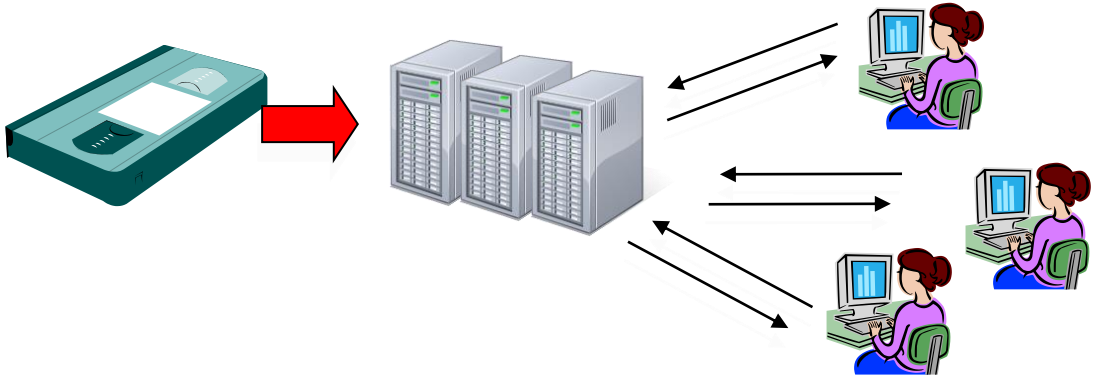

裁判所の判断

- 東京地裁: 仮処分 (2006年8月) —まねきTV
- 知財高裁: 仮処分 (2006年12月) —まねきTV
- 知財高裁: 抗告 (2007年1月) —まねきTV
- 東京地裁: 本請求 (2008年6月) —まねきTV
- 知財高裁: (2008年12月) —まねきTV
- 最高裁: (2011年1月) —放送局
- 知財高裁: (2012年1月) —放送局

「情報リテラシ第二」履修のすすめ

- こんなことをやります
  - データの処理と加工: 実験データから分かりやすいグラフを作る
  - 科学技術文書執筆:「論文」を書く過程を体験
  - プレゼンテーション: スライドを作ってまとめ、発表をする最初の練習
- でも、お高いんでしょ?
  - 目指せ!平均90点、です
  - 不完全でも課題を提出すれば…
- こんな人は履修すべき:
  将来実験データを扱う、論文や報告文を書く、発表をする可能性がある人

  特定のツールを使いますが、その土台部分にある基礎知識を知ってもらいます
- 今すぐお申し込みを!
  - 6/25まではWEBだけで追加申告

おわりに

- 「情報リテラシ第二」を履修しよう
- 共通課題について
  - 講義で触れていない事柄も問われています
  - 勉強になるので解いて下さい (期限：6月3日(日))
  - 本クラスでは提出は必須とします
  - 正解することについては重要視しません
- 授業評価アンケートをTAに提出して下さい